

「沿岸くろまぐろ漁業」に届出制を導入したときの流れ

H22.5.11 農林水産省から「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」をプレスリリース。その中で「曳き縄等の自由漁業を対象として、将来の隻数制限を視野に入れ、届出制に移行する」ことについて、「平成 23 年度からの実施を目指す」と表明。

↓
<浜まわりを行い、現場に説明>

H22.11.26 第 16 回日本海・九州西広域漁業調整委員会
「沿岸くろまぐろ漁業の届出制導入について(案)」を審議。以下を含む具体的な制度の案を提示した上で議論し、了承。

- ・ 広調委の指示による届出制を想定していること。
- ・ H23.7.1～H24.12.31 までの期間内において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者を対象とすること。
- ・ H23.4.1 から 6.20 までに届出(必要書類を提出)すること。

↓
H23.3.3 第 17 回日本海・九州西広域漁業調整委員会
上記 11/26 の案を反映した広調委指示の案を審議し、決定・発出。

↓
H23.4.1 届出の受付開始

↓
H23.6.20 届出の受付締切り

↓
H23.7.1～ 届出した者による沿岸クロマグロ漁業の実施

(※) 太平洋及び瀬戸内海については、1 年遅れて平成 24 年から導入。(H24.2～3 に広調委指示を決定。H24.7.1 から沿岸くろまぐろ漁業を行う者に対し、届出を義務化。届出の〆切期限は H24.6.20)

「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」について

我が国は、太平洋クロマグロの最大の漁業国かつ消費国として、その持続的利用に大きな責務を有しています。このため、農林水産省では、我が国として取り組むべき基本的な方向性を、「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」として取りまとめましたので、公表いたします。

1. 背景・趣旨

(1) 近年、国際社会においては、クロマグロの資源管理に高い関心が集まっています。大西洋クロマグロについては、先般、大西洋まぐろ類保存国際委員会（※ICCAT）による資源管理が不十分であるとして、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（※CITES）」により本種の国際取引や公海からの持込みを禁止すべきとの提案がなされました。

本年3月のCITES締約国会合では、この提案は否決されましたが、これは、昨年のICCAT年次会合において、我が国が積極的なリーダーシップを発揮し、資源回復に向けた厳しい管理措置を決定したことで、我が国の主張が説得力あるものとして各国の理解を得た結果であると考えています。

一方で、資源管理が十分効果をあげていないのではないかと不信感は、国際社会では依然として根強く、今後は、大西洋クロマグロに限らず、他の魚種についても国際的な地域漁業管理機関における管理の徹底が格段に強く求められる可能性が高いものとみられます。

(2) 特に、太平洋クロマグロは、ア 全漁獲量の7割強が我が国によるものである、イ 我が国周辺水域内に産卵場が存在する、ウ 韓国・メキシコによる漁獲もその多くが我が国に輸出されている等、我が国にとって重要な資源となっています。我が国は、太平洋クロマグロの最大の漁業国かつ消費国として、その持続的利用に大きな責任を有する立場にあります。

本種の資源状況については、未成魚の漁獲圧の増加による資源水準の減少が懸念されています。これを受け、昨年の中西部太平洋まぐろ類委員会（※WCPFC）において、未成魚の漁獲を減少させること等を内容とする保存管理措置が初めて作成されましたが、本措置は暫定措置であり、さらに前進した管理措置に我が国が率先して取り組むべきと考えております。

このため、我が国は他国に先駆けて国内における資源管理及び調査研究の強化を図るとともに、それと整合する形で国際的な資源管理をリードしていく必要があります。

- ・ CITES (Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)
- ・ ICCAT (International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas)
- ・ WCPFC (Western and Central Pacific Fisheries Commission)

2. 今後の対応

(1) 基本的な対応

未成魚の漁獲を抑制・削減し、大きく育ててから漁獲することにより、太平洋クロマグロの資源管理を推進します。また、資源変動の大きい本種の親魚資源量が中長期的（5～10年）に適切な変動の範囲内に維持され、これまでの最低水準を下回らないよう管理していきます。

(2) 施策

(1) の方針の実現に向けて、本年度から国内における資源管理の強化、国際交渉への対応及びこれらを支える調査研究の強化について、以下の施策を順次実施していきます。

ア 国内における資源管理の強化

以下の管理措置等について検討するとともに、その一環として (a) 及び (b) について、本年度中に太平洋クロマグロの資源回復計画を策定し、平成 23 年度からの実施を目指します。

また、同計画の円滑な実施を促進するため、漁業所得補償制度等の支援措置の導入を検討します。

(a) 沖合漁業管理

大中型まき網漁業を対象として、休漁、漁獲サイズの制限、個別漁獲割当等、漁業実態に応じた適切な管理措置を導入。

(b) 沿岸漁業管理

曳き縄等の自由漁業を対象として、将来の隻数制限を視野に入れ、届出制に移行するとともに、漁獲実績報告の提出を義務化。

(c) 養殖業管理

養殖の実態について正確な把握を図るため、漁業権の漁業種類を「クロマグロ養殖」と特定して養殖場を登録するとともに、養殖業者に対して養殖実績報告の提出を義務化。

イ 国際交渉への対応

WCPFC において、以下の実現を図るべく関係国に働きかけていきます。

(a) 保存管理措置の強化

昨年合意された保存管理措置について、(1) の方針を反映するとともに、全水域に適用されるよう見直し。

(b) 全米熱帯まぐろ類委員会（※IATTC）との協力

東太平洋で漁獲を行っているメキシコ（WCPFC 非加盟国）が WCPFC による保存管理措置に協調するよう呼びかけ。

ウ 調査研究の強化

本年 4 月に（独）水産総合研究センターに設置された「くろまぐろ資源部」等を中心に、大学、都道府県とも連携して、(1) の方針の実現や (2) ア及びイの対応について科学的に立証・支援し、得られたデータを資源管理に迅速に反映させていくことを目指し、以下の調査研究の充実強化を図ります。

(a) 情報収集の迅速化等

国内外の研究者による資源研究支援のためのネットワークを構築。

未成魚の発生量を迅速かつ高精度に把握するための体制を構築。

(b) 産卵場等の調査拡充

産卵場及び産卵期を解明するための調査を拡充。

(c) 技術開発

完全養殖の生産技術及び種苗放流手法の確立を図るため、安定採卵、人工種苗量産、優良品種の技術開発を実施。

(3) 国民の理解の醸成

太平洋クロマグロの持続的な利用について、漁業界や関係業者のみならず、一般消費者にも情報提供を強化して広く理解を得られるよう努めていきます。

・ IATTC (Inter-American Tropical Tuna Commission)

お問い合わせ先

水産庁資源管理部国際課

担当者：神谷（こうや）、梶脇

代表 03-3502-8111（内線 6745）

ダイヤルイン：03-3502-8459

FAX：03-3502-0571

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/>

②

第16回日本海・九州西広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：平成22年11月26日（金） 13:00～
場 所：農林水産省 講堂

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

(1) 水産資源の状況について

(2) 資源回復計画について

- ① 日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画の取組状況及び一部変更について
- ② 日本海西部・九州西海域底びき網漁業（2そうびき）包括的資源回復計画の取組状況について
- ③ 日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）資源回復計画の取組状況について

(3) 太平洋クロマグロの資源管理について

(4) 資源管理に関連する連絡・報告事項について

(5) その他

4 閉 会

沿岸くろまぐろ漁業の届出制導入について(案)

1. 趣旨

- (1) 本年3月の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）第15回締約国会議」において、大西洋くろまぐろの取引規制について議論されるなど、近年、国際社会においては、くろまぐろの資源管理に高い関心。
- (2) 我が国は、くろまぐろの最大の漁業国かつ消費国であり、その持続的利用に大きな責任を有する立場。こうした状況を踏まえ、太平洋くろまぐろの資源管理措置に我が国が率先して取り組むべきとの考えの下、「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」（平成22年5月農林水産省プレスリリース参照）を公表。
- (3) くろまぐろに関係する漁業者が、協力しながらそれぞれの立場で資源管理に取り組むことが必要。この中で、曳き縄等の自由漁業について、「将来の隻数制限を視野に入れ、届出制に移行するとともに、漁獲実績報告の提出を義務化」する方針。

2. 仕組み

漁業法に基づく「広域漁業調整委員会の指示」による届出制を想定
（漁業法第68条第1項）

3. 届出制開始時期

23年4月1日

4. 届出対象期間及び対象者についての考え方

- (1) 23年7月1日から24年12月31日までの期間内において、動力漁船を使用して日本海・九州西海域でくろまぐろをとることを目的とする漁業（以下、「沿岸くろまぐろ漁業」という）を営もうとする者。
ただし、大臣又は知事等の管理下にある以下の漁業は、届出は不要。
 - ① 漁業権に基づく漁業（定置漁業）
 - ② 大臣許可・届出漁業（大中型まき網漁業、近海かつお・まぐろ漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業、かじき等流し網漁業等）
 - ③ 知事許可漁業（中型まき網漁業等）
 - ④ 海区漁業調整委員会指示による承認又は届出制の対象漁業（北海道、青森県等のはえ縄等）
- (2) 届出対象者の所属漁協において、一覧表方式による一括処理での届出手続も導入。

5. 届出の時期

23年4月1日から同年6月20日までに必要書類を提出。

6. 届出に必要な書類

(1) 必要書類

① 届出書

② 漁船登録謄本

* 届出書の記載事項に変更が生じた場合は、変更届出書等

(2) 書類の添付省略

使用する漁船について、漁船登録事務を所管する都道府県が漁船原簿に登録されていることを確認した場合には、漁船登録謄本の添付を省略可。

7. 漁獲実績報告書の提出

(1) くろまぐろの漁獲実績は、毎年（23年にあつては、7月から12月まで）の漁獲実績を翌年1月31日までに提出（別添様式のとおり）

(2) 届出対象者の所属漁協において、一覧表方式による一括処理での報告手続も導入。

8. 届出書及び漁獲実績報告書の提出先

(1) 届出者から、届出者の住所の所在する道府県の資源管理を担当している以下の水産庁の漁業調整事務所。下記以外の道府県の届出者は、操業海域に応じて、当該海域を管轄する漁業調整事務所に提出。

新潟漁業調整事務所 : 北海道、青森、秋田、山形、新潟、富山

境港漁業調整事務所 : 石川、福井、京都、兵庫、鳥取、島根

九州漁業調整事務所 : 山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、沖縄

(2) 広域漁業調整委員会に対する届出書及び漁獲実績報告書の提出に際しては、関係県及び関係漁協にとりまとめの協力を依頼。

(3) 提出された漁獲実績報告書は、行政施策の推進及び（独）水産総合研究センター遠洋水産研究所（静岡市）において資源評価の精度向上にも活用。

9. 公報等

23年3月の広域漁業調整委員会に委員会指示案をお諮りした上で、3月下旬の官報掲載を予定。道府県の協力も得て周知。

10. 25年以降の届出制

毎年1月1日から12月31日までの暦年を届出対象期間として、広域漁業調整委員会の指示を想定。

(参考)

なお、太平洋海域については、24年4月以降に届出制を導入する方向で検討。

第17回日本海・九州西広域漁業調整委員会 議 事 次 第

日 時：平成23年3月3日（木） 13:00～
場 所：コープビル第3会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

（1）資源回復計画及び委員会指示について

- ① 日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画の取組状況について
- ② 日本海西部・九州西海域底びき網漁業（2そうびき）包括的資源回復計画の取組状況について
- ③ 日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）資源回復計画の取組状況について
- ④ 九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画に係る委員会指示について
- ⑤ 有明海ガザミ資源回復計画に係る委員会指示について

（2）太平洋クロマグロの資源管理及び委員会指示について

（3）資源管理に関連する連絡・報告事項について

（4）その他

4 閉 会

沿岸くろまぐろ漁業の届出制導入について

1. 趣旨

- (1) 本年3月の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）第15回締約国会議」において、大西洋くろまぐろの取引規制について議論されるなど、近年、国際社会においては、くろまぐろの資源管理に高い関心。
- (2) 我が国は、くろまぐろの最大の漁業国かつ消費国であり、その持続的利用に大きな責任を有する立場。こうした状況を踏まえ、太平洋くろまぐろの資源管理措置に我が国が率先して取り組むべきとの考えの下、「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」（平成22年5月農林水産省プレスリリース参照）を公表。
- (3) くろまぐろに関係する漁業者が、協力しながらそれぞれの立場で資源管理に取り組むことが必要。この中で、曳き縄等の自由漁業について、「将来の隻数制限を視野に入れ、届出制に移行するとともに、漁獲実績報告の提出を義務化」する方針。

2. 仕組み

漁業法（第68条第1項）に基づく「広域漁業調整委員会の指示」による届出制。

（日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第28号）

3. 届出対象期間及び対象者について

23年7月1日から24年12月31日までの期間内において、動力漁船を使用して日本海・九州西海域でくろまぐろをとることを目的とする漁業（以下、「沿岸くろまぐろ漁業」という）を営もうとする者。

ただし、大臣又は知事等の管理下にある以下の漁業は、届出は不要。

- ① 漁業権に基づく漁業（定置漁業）
- ② 大臣許可・届出漁業（大中型まき網漁業、近海かつお・まぐろ漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業、かじき等流し網漁業等）
- ③ 知事許可漁業（中型まき網漁業等）
- ④ 海区漁業調整委員会指示による承認又は届出制の対象漁業（北海道、青森県等のはえ縄等）

4. 届出の時期

23年4月1日から同年6月20日までに必要書類を提出。

5. 届出に必要な書類

(1) 必要書類

- ① 届出書（様式第一号）

* 届出対象者の所属漁協において、一覧表方式による一括処理での届出

手続も導入。(様式第二号)

② 漁船登録原簿謄本

* 届出書の記載事項に変更が生じた場合は、変更届出書(様式第三号)

(2) 書類の添付省略

使用する漁船について、漁船登録事務を所管する都道府県が漁船原簿に登録されていることを確認した場合には、漁船登録原簿謄本の添付を省略可。

6. 届出書及び漁獲実績報告書の提出先

(1) 届出者から、届出者の住所の所在する道府県の資源管理を担当している以下の水産庁の漁業調整事務所。下記以外の道府県の届出者は、操業海域に応じて、当該海域を管轄する漁業調整事務所に提出。

新潟漁業調整事務所 : 北海道、青森、秋田、山形、新潟、富山

境港漁業調整事務所 : 石川、福井、京都、兵庫、鳥取、島根

九州漁業調整事務所 : 山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、沖縄

(2) 広域漁業調整委員会に対する届出書及び漁獲実績報告書の提出に際しては、関係県及び関係漁協にとりまとめの協力を依頼。

7. 漁獲実績報告書の提出

(1) くろまぐろの漁獲実績は、毎年(23年にあつては、7月から12月まで)の漁獲実績を翌年1月31日までに提出。(様式第四号)

(2) 届出対象者の所属漁協において、一覧表方式による一括処理での報告手続も導入。(様式第五号)

(3) 提出された漁獲実績報告書は、行政施策の推進及び(独)水産総合研究センター遠洋水産研究所(静岡市)において資源評価の精度向上にも活用。

8. 指示の有効期間

平成23年4月1日から平成25年1月31日まで。

9. 公報等

3月下旬の官報掲載を予定。道府県の協力も得て周知。

10. 25年以降の届出制

毎年1月1日から12月31日までの暦年を届出対象期間として、広域漁業調整委員会の指示。

(参考)

なお、太平洋海域については、24年以降に届出制を導入する方向で検討。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第二十八号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

平成二十三年三月三日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 橋本 明彦

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「日本海・九州西海域」 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に定める日本海・九州西海域
- (2) 「沿岸くろまぐろ漁業」 動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業（法第六条第三項に規定する定置漁業、同条第五項に規定する共同漁業、法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業、法第五十二条第一項に規定する指定漁業、法第六十六条第二項に規定する漁業、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業、同条第三項に規定する届出漁業、都道府県規則により都道府県知事の許可を受けて営む漁業及び法第六十七条第一項の規定に基づく指示により海区漁業調整委員会若しくは連合海区漁業調整委員会の承認又はこれら委員会への届出を要する漁業を除く。）

2 届出

- (1) 平成二十三年七月一日から平成二十四年十二月三十一日の間に日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、平成二十三年六月二十日までに、別記様式第一号（漁業協同組合（以下「組合」という。）を經由して届出する場合にあつては別記様式第二号）による届出書に、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十条による漁船原簿の謄本を添え、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。ただし、届出書中、都道府県から、当該届出に係る船舶が漁船法第十条に規定する登録を受けたものである旨の確認を受けたときは、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。
- (2) 前号の規定による届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号により委員会に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が船名又は船舶総トン

数の変更に係るものであるときは、漁船法第十条による漁船原簿の謄本を添えなければならない。ただし、届出書中、都道府県から、当該届出に係る船舶が漁船法第十条に規定する登録を受けたものである旨の確認を受けたときは、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。

(3) 前二号の届出は、その住所の所在する都道府県ごとに、別表の上欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出して行うものとする。なお、別表の上欄に掲げる道府県以外の都道府県に住所を有する届出者は、主たる操業海域の道府県の区分に応じ、当該海域を管轄する事務局に提出するものとする。

3 漁獲実績報告書

(1) 2の届出をした者は、当該届出に係る漁業の当年（平成二十三年にあつては、七月一日から十二月三十一日の間）の漁獲実績報告書を翌年一月三十一日までに事務局に提出しなければならない。

(2) 前項の漁獲実績報告書の様式は、別記様式第四号（組合を経由して提出する場合にあつては別記様式第五号）とする。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十三年四月一日から平成二十五年一月三十一日までとする。

別表

道府県名	委員会事務局及び所在地
北海道	新潟漁業調整事務所 (〒950-0909 新潟市中央区八千代1-5-15)
青森県	
秋田県	
山形県	
新潟県	